

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年8月7日

支出負担行為担当官代理
近畿農政局総務管理官 茂田 和枝

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和8年度近畿農政局預託金等警備輸送業務
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和8年9月11日から令和9年3月31日まで
(警送は令和8年10月から開始)
- (4) 履 行 場 所 仕様書のとおり

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている近畿地域の競争参加資格者であること。又は、令和7・8・9年度近畿農政局随意契約登録者名簿「役務の提供等契約」の登録者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月8日付け26近総第449号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (6) その他の資格として、次の資格を有する者であること。
 - ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けた者であること。
 - イ 本件業務と同等以上の契約履行実績を有する者であること。
 - ウ 本件業務に係る損害保険契約を締結しており、契約書に定める損害賠償が可能であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先
 - 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
 - 近畿農政局会計課 支出負担行為係
 - 電話 075-414-9041
- (2) 電子媒体による交付場所
 - ア 電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
 - イ 近畿農政局ホームページ
https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/open_counter.html

4 参加資格等確認書類の提出場所、期限及び内容

(1) 提出場所

- ①持参又は郵送の場合・・・上記3の(1)に同じ
- ②電子メールの場合・・・下記7(1)に同じ。メール件名は『「令和8年度近畿農政局預託金等警備輸送業務」の参加資格確認書類について』とし、メール本文には件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号を記載すること。

(2) 提出期限及び内容

以下に掲げる提出書類①から④を、令和8年8月7日午前9時00分から令和8年8月28日午後5時00分まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の(1)宛てに持参若しくは郵送（送達過程が記録される書留郵便等にて必着）又は電子メールにより提出すること。

- ①上記2(3)に示す参加資格を証明する書類（競争参加資格証明書の写し）（電子調達システムによる場合は不要）
- ②警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による認定を受けていることを証明する資料（認定証の写し等）
- ③本件業務委託契約と同等以上の、官公庁との契約履行実績を有することを証明する資料（契約書等の写し等）
- ④本件業務に係る損害保険契約を締結しており、契約書に定める損害賠償が可能であることを証明する資料（損害保険契約書の写し等）

5 見積書の提出場所及び期限

(1) 提出場所

上記3の(1)または(2)アに同じ

(2) 提出期限

見積書は、令和8年8月26日午前9時00分から令和8年8月28日午後5時00分まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の(1)宛てに持参若しくは郵送（送達過程が記録される書留郵便等にて必着）又は電子調達システムにより提出すること。

6 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月1日 午前9時00分から
- (2) 場所 近畿農政局 入札室

7 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年8月21日午後5時00分までに、電子メールにより提出すること。提出の際は以下を参考にする。

- (1) 提出先：kinki_sokketsu@maff.go.jp
- (2) メール件名：「令和8年度近畿農政局預託金等警備輸送業務」の質問について
- (3) メール本文への記載事項：件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）の持参で、上記3(1)あてに提出することも認める。ただし、電話による質問は受け付けない。
回答は、令和8年8月25日頃に近畿農政局ホームページに掲載する。

8 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局オープンカウンター方式実施要領による。

お知らせ

- 1 農林水産省発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) をご覧下さい。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。

詳しくは調達ポータルホームページ

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>